

長崎県吹奏楽連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、長崎県吹奏楽連盟（以下「県吹連」という）と称し、一般社団法人全日本吹奏楽連盟正会員および九州吹奏楽連盟長崎支部となる。

(事務局)

第2条 県吹連は、事務局を理事長または、事務局長の勤務校に置く。

(組織)

第3条 県吹連は、長崎県下の吹奏楽団体をもって組織し、下記の部門連盟を統括するものとする。

長崎県小学校吹奏楽連盟	長崎県中学校吹奏楽連盟
長崎県高等学校吹奏楽連盟	長崎県大学吹奏楽連盟
長崎県職場・一般吹奏楽連盟	

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 県吹連は、関係団体と提携し、吹奏楽を通して地域文化の向上と情操の陶冶および演奏技術の向上と団体相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 県吹連は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 講習会、研究会、交流会等の開催
- (2) 音楽会、コンクール等の開催
- (3) その他目的の達成に必要な事業

第3章 役員

(役員)

第6条 県吹連に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 1名
- (5) 常任理事 9名（本条第3号、第4号および第7号の各1名を含む）
- (6) 理事 25名
- (7) 事務局長 1名
- (8) 事務局次長 若干名
- (9) 事業部長 5名
- (10) 監事 2名

(役員を選任)

第7条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 会長は、理事長の所属する部門連盟の会長がこれにあたる。
- (2) 副会長は、会長所属の部門連盟以外の会長の中から互選する。
- (3) 理事長、副理事長は、各部門連盟理事長から理事会で選出する。
- (4) 常任理事は、中学校吹奏楽連盟および高等学校吹奏楽連盟の理事長、副理事長、事務局長と、他の部門連盟の理事長がこれにあたる。
- (5) 理事は、各部門連盟から選出する。

ア 小学校吹奏楽連盟	2名
イ 中学校吹奏楽連盟	11名
ウ 高等学校吹奏楽連盟	9名
エ 大学吹奏楽連盟	1名
オ 職場・一般吹奏楽連盟	2名
- (6) 事務局長は、中学校吹奏楽連盟および高等学校吹奏楽連盟の事務局長の中から理事長が委嘱する。

- (7) 事務局次長は、理事長が委嘱する。
- (8) 事業部長は、理事の中から、理事会で選出する。
- (9) 監事は、加盟団体の代表者の中から会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、県吹連を代表し、県吹連の運営を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時にはこれを代行する。
- (3) 理事長は、県吹連の業務を所轄する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在の時にはこれを代行する。
- (5) 常任理事は、県吹連の目的遂行のため事業を企画立案する。
- (6) 理事は、県吹連の事業運営に必要な事項を審議する。また、それぞれの事業を推進する。
- (7) 事務局長は、県吹連の庶務、会計の任にあたる。
- (8) 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- (9) 事業部長は、各事業の計画、推進の任にあたる。
- (10) 監事は、県吹連の事業および会計を監査し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年間とし再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第4章 顧問

(顧問)

第10条 県吹連に、顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、総会、常任理事会および理事会に出席し、意見を述べるすることができる。

第5章 会議

(会議の種類)

第11条 会議は、総会、理事会、常任理事会、運営委員会および事業部会とする。

(総会)

第12条 総会は、各加盟団体の代表者1名をもって構成する。定例の総会は年1回とし、会長が招集する。また、必要に応じて会長が臨時の総会を招集することができる。

- 2 総会の議長は出席者の互選とする。
- 3 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告および事業計画に関する事項
 - (2) 予算および決算に関する事項
 - (3) 役員承認に関する事項
 - (4) 規約の改廃に関する事項
 - (5) その他、必要な事項

(理事会)

第13条 理事会は、監事を除く役員をもって構成する。定例の理事会は年4回とし、会長が招集する。また、必要に応じて臨時の理事会を会長が招集することができる。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。
- 3 理事会は、次の事項を審議、遂行する。
 - (1) 事業に関する事項
 - (2) 予算および決算に関する事項
 - (3) 役員選任に関する事項
 - (4) 顧問の推薦に関する事項
 - (5) その他、総会に付議すべき事項
 - (6) その他、必要な事項

(常任理事会)

第14条 常任理事会は、会長および副会長と常任理事をもって構成し、会長が招集する。

- 2 常任理事会の議長は、理事長とする。
- 3 常任理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会、理事会に提案する議案の起草と会議運営の準備に関する事項
 - (2) 各部門連盟の連携に関する事項
 - (3) その他必要な事項
- 4 常任理事会は、必要に応じて事業部長を参加させることができる。
(運営委員会)
- 第15条 運営委員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長をもって構成し、会長が招集する。
(事業部会)
- 第16条 各事業部会は、担当理事をもって構成し、会長が招集する。
(会議の定数)
- 第17条 会議は、構成員の過半数の出席で成立する。ただし委任状をもって出席とみなすことができる。
(会議の議決)
- 第18条 会議の議決は、出席者の過半数で決定する。可否同数の時は議長が決するところによる。ただし本規約の改廃は、総会出席者の3分の2以上の賛成を要する。

第6章 加盟

(加盟)

- 第19条 県吹連への加盟は、毎年5月末日までに所定の申込書に必要事項を記入し、加盟費を納入しなければならない。
また、県吹連加盟団体は、九州吹奏楽連盟および一般社団法人全日本吹奏楽連盟に加盟したものとする。

(加盟費)

- 第20条 加盟費は次のとおりとする。

全日本吹奏楽連盟加盟費	500円
九州吹奏楽連盟加盟費	2,400円
長崎県吹奏楽連盟加盟費	5,100円
合計	8,000円

第7章 会計

(経費)

- 第21条 県吹連の経費は、加盟費、補助金、寄付金およびその他の収入をもって充てる。
(会計年度)
- 第22条 県吹連の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附則

- 1 本規約は、平成15年4月1日制定施行。
- 2 本規約は、平成16年4月20日改正施行。
- 3 本規約は、平成17年4月19日改正施行。
- 4 本規約は、平成19年4月17日改正施行。
- 5 本規約は、平成21年4月23日改正施行。

平成14年4月23日	平成14年度総会にて承認
平成16年4月20日	平成16年度総会にて承認
平成17年4月19日	平成17年度総会にて承認
平成19年4月17日	平成19年度総会にて承認
平成21年4月23日	平成21年度総会にて承認
平成27年4月15日	平成27年度総会にて承認

長崎県小学校吹奏楽連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、長崎県小学校吹奏楽連盟(以下「小吹連」という)と称し、長崎県吹奏楽連盟に属する。

(事務局)

第2条 小吹連は、事務局を理事長または、事務局長の勤務校に置く。

(組織)

第3条 小吹連は、長崎県下の小学校の吹奏楽団体をもって組織する。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 小吹連は、関係団体と提携し、吹奏楽を通して地域文化の向上と情操の陶冶および演奏技術の向上と団体相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 小吹連は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 講習会、研究会、交流会等の開催
- (2) 音楽会、コンクール等の開催
- (3) その他目的達成に必要な事業

第3章 役 員

(役員)

第6条 小吹連に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事長 1名
- (3) 事務局長 1名

(役員を選任)

第7条 役員は次のとおり選任する。

- (1) 会長は、小学校の校長がこれにあたる。
- (2) 役員は、総会で選出する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、小吹連を代表しその運営を統括する。
- (2) 理事長は、小吹連の業務を所轄する。また、長崎県吹奏楽連盟の常任理事を兼ねる。
- (3) 事務局長は、小吹連の庶務の任にあたる。また、長崎県吹奏楽連盟の理事を兼ねる。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年間とし再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第4章 総 会

(総会)

第10条 総会は、各加盟団体の代表者1名をもって構成する。定例の総会は年1回とし、会長が招集する。また、必要に応じて会長が臨時の総会を招集することができる。

2 総会の議長は出席者の互選とする。

3 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告および事業計画に関する事項
- (2) 役員を選任に関する事項
- (3) 規約の改廃に関する事項
- (4) その他、必要な事項

(会議の定数)

第11条 会議は、構成員の過半数の出席で成立する。ただし委任状をもって出席とみなすことができる。

(会議の議決)

第12条 会議の議決は、出席者の過半数で決定する。可否同数の時は議長が決するところによる。ただし本規約の改廃は、総会出席者の3分の2以上の賛成を要する。

第5章 加 盟

(加盟)

第13条 長崎県吹奏楽連盟への加盟をもって、小吹連に加盟したもとする。

附則

1 本規約は、平成15年4月22日制定施行。

長崎県中学校吹奏楽連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、長崎県中学校吹奏楽連盟(以下「中吹連」という)と称し、長崎県吹奏楽連盟に属する。

(事務局)

第2条 中吹連は、事務局を理事長または、事務局長の勤務校に置く。

(組織)

第3条 中吹連は、長崎県下の中学校の吹奏楽団体をもって組織する。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 中吹連は、関係団体と提携し、吹奏楽を通して地域文化の向上と情操の陶冶および演奏技術の向上と団体相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 中吹連は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 講習会、研究会、交流会等の開催
- (2) 音楽会、コンクール等の開催
- (3) その他目的の達成に必要な事業

第3章 役 員

(役員)

第6条 中吹連に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事長 1名
- (3) 副理事長 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 理事 11名(本条第2号、第3号および第4号の各1名を含む)
- (6) 監事 2名

(役員を選任)

第7条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 会長は、中学校の校長がこれにあたる。
- (2) 役員は、総会で選出する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、中吹連を代表しその運営を統括する。
- (2) 理事長は、中吹連の業務を所轄する。また、長崎県吹奏楽連盟の常任理事を兼ねる。
- (3) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在の時にはこれを代行する。また、長崎県吹奏楽連盟の常任理事を兼ねる。
- (4) 事務局長は、中吹連の庶務の任にあたる。また、長崎県吹奏楽連盟の常任理事を兼ねる。
- (5) 理事は、中吹連の事業運営に必要な事項を審議し、それぞれの事業を推進する。また、理事は長崎県吹奏楽連盟の理事を兼ねる。
- (6) 監事は、中吹連の事業および会計を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年間とし再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(会議の種類)

第10条 会議は、総会、理事会とする。

(総会)

第11条 総会は、各加盟団体の代表者1名をもって構成する。定例の総会は年1回とし、会長が招集する。また、必要に応じて会長が臨時の総会を招集することができる。

2 総会の議長は出席者の互選とする。

3 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業報告および事業計画に関する事項

(2) 役員を選任に関する事項

(3) 規約の改廃に関する事項

(4) その他、必要な事項

(理事会)

第12条 理事会は、会長および7名の理事で構成され、会長が招集する。

2 理事会の議長は、理事長とする。

3 理事会は、次の事項を審議、遂行する。

(1) 事業に関する事項

(2) その他、総会に付議すべき事項

(3) その他、必要な事項

(会議の定数)

第13条 会議は、構成員の過半数の出席で成立する。ただし委任状をもって出席とみなすことができる。

(会議の議決)

第14条 会議の議決は、出席者の過半数で決定する。可否同数の時は議長が決するところによる。ただし本規約の改廃は、総会出席者の3分の2以上の賛成を要する。

第5章 加 盟

(加盟)

第15条 長崎県吹奏楽連盟への加盟をもって、中吹連に加盟したものとする。

附則

1 本規約は、平成15年4月22日制定施行。

2 本規約は、平成17年4月19日改正施行。

3 本規約は、平成21年4月23日改正施行。

長崎県高等学校吹奏楽連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、長崎県高等学校吹奏楽連盟(以下「高吹連」という)と称し、長崎県吹奏楽連盟に属する。

(事務局)

第2条 高吹連は、事務局を理事長または、事務局長の勤務校に置く。

(組織)

第3条 高吹連は、長崎県下の高等学校の吹奏楽団体をもって組織する。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 高吹連は、関係団体と提携し、吹奏楽を通して地域文化の向上と情操の陶冶および演奏技術の向上と団体相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 高吹連は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 講習会、研究会、交流会等の開催
- (2) 音楽会、コンクール等の開催
- (3) その他目的の達成に必要な事業

第3章 役 員

(役員)

第6条 高吹連に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事長 1名
- (3) 副理事長 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 理事 9名(本条第2号、第3号および第4号の各1名を含む)
- (6) 監事 2名

(役員を選任)

第7条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 会長は、高等学校の校長がこれにあたる。
- (2) 役員は、総会で選出する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、高吹連を代表しその運営を統括する。
- (2) 理事長は、高吹連の業務を所轄する。また、長崎県吹奏楽連盟の常任理事を兼ねる。
- (3) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在の時にはこれを代行する。また、長崎県吹奏楽連盟の常任理事を兼ねる。
- (4) 事務局長は、高吹連の庶務の任にあたる。また、長崎県吹奏楽連盟の常任理事を兼ねる。
- (5) 理事は、高吹連の事業運営に必要な事項を審議し、それぞれの事業を推進する。また、理事は長崎県吹奏楽連盟の理事を兼ねる。
- (6) 監事は、高吹連の事業および会計を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年間とし再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(会議の種類)

第10条 会議は、総会、理事会とする。

(総会)

第11条 総会は、各加盟団体の代表者1名をもって構成する。定例の総会は年1回とし、会長が招集する。また、必要に応じて会長が臨時の総会を招集することができる。

2 総会の議長は出席者の互選とする。

3 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告および事業計画に関する事項
- (2) 役員の選任に関する事項
- (3) 規約の改廃に関する事項
- (4) 高文連吹奏楽専門部との連携に関する事項
- (5) その他、必要な事項

(理事会)

第12条 理事会は、会長および7名の理事で構成され、会長が招集する。

2 理事会の議長は、理事長とする。

3 理事会は、次の事項を審議、遂行する。

- (1) 事業に関する事項
- (2) その他、総会に付議すべき事項
- (3) その他、必要な事項

(会議の定数)

第13条 会議は、構成員の過半数の出席で成立する。ただし委任状をもって出席とみなすことができる。

(会議の議決)

第14条 会議の議決は、出席者の過半数で決定する。可否同数の時は議長が決するところによる。ただし本規約の改廃は、総会出席者の3分の2以上の賛成を要する。

第5章 加 盟

(加盟)

第15条 長崎県吹奏楽連盟への加盟をもって、高吹連に加盟したものとする。

附則

- 1 本規約は、平成15年4月22日制定施行。
- 2 本規約は、平成17年4月19日改正施行。

長崎県大学吹奏楽連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、長崎県大学吹奏楽連盟(以下「大吹連」という)と称し、長崎県吹奏楽連盟に属する。

(事務局)

第2条 大吹連は、事務局を理事長または、事務局長の所属校に置く。

(組織)

第3条 大吹連は、長崎県下の大学・高等専門学校の吹奏楽団体をもって組織する。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 大吹連は、関係団体と提携し、吹奏楽を通して地域文化の向上と情操の陶冶および演奏技術の向上と団体相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 大吹連は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 講習会、研究会、交流会等の開催
- (2) 音楽会、コンクール等の開催
- (3) その他目的達成に必要な事業

第3章 役 員

(役員)

第6条 大吹連に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事長 1名
- (3) 事務局長 1名

(役員を選任)

第7条 役員は次のとおり選任する。

- (1) 会長は、長崎県吹奏楽連盟の会長がこれにあたる。
- (2) 役員は、総会で選出する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、大吹連を代表しその運営を統括する。
- (2) 理事長は、大吹連の業務を所轄する。また、長崎県吹奏楽連盟の常任理事を兼ねる。
- (3) 事務局長は、大吹連の庶務の任にあたる。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年間とし再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第4章 総 会

(総会)

第10条 総会は、各加盟団体の代表者1名をもって構成する。定例の総会は年1回とし、会長が招集する。また、必要に応じて会長が臨時の総会を招集することができる。

2 総会の議長は出席者の互選とする。

3 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告および事業計画に関する事項
- (2) 役員を選任に関する事項
- (3) 規約の改廃に関する事項
- (4) その他、必要な事項

(会議の定数)

第11条 会議は、構成員の過半数の出席で成立する。ただし委任状をもって出席とみなすことができる。

(会議の議決)

第12条 会議の議決は、出席者の過半数で決定する。可否同数の時は議長が決するところによる。ただし本規約の改廃は、総会出席者の3分の2以上の賛成を要する。

第5章 加 盟

(加盟)

第13条 長崎県吹奏楽連盟への加盟をもって、大吹連に加盟したものとする。

(加盟会費)

第14条 県吹連への加盟費に加えて、九州大学吹奏楽連盟会費を納入しなければならない。

第15条 九州大学吹奏楽連盟会費は、部員数につき500円とする。ただし、納入対象学年は、短大は1年生のみ、4年生大学は3年生まで、高専は4年生のみとする。

附則

1 本規約は、平成15年4月22日制定施行。

1 本規約は、平成27年4月15日制定施行。

長崎県職場・一般吹奏楽連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、長崎県職場・一般吹奏楽連盟(以下「職一吹連」という)と称し、長崎県吹奏楽連盟に属する。

(事務局)

第2条 職一吹連は、事務局を理事長または、事務局長の所属団体所在地に置く。

(組織)

第3条 職一吹連は、長崎県下の職場・一般の吹奏楽団体をもって組織する。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 職一吹連は、関係団体と提携し、吹奏楽を通して地域文化の向上と情操の陶冶および演奏技術の向上と団体相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 職一吹連は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 講習会、研究会、交流会等の開催
- (2) 音楽会、コンクール等の開催
- (3) その他目的達成に必要な事業

第3章 役 員

(役員)

第6条 職一吹連に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事長 1名
- (3) 事務局長 1名

(役員を選任)

第7条 役員は次のとおり選任する。

- (1) 会長は、長崎県吹奏楽連盟の会長がこれにあたる。
- (2) 役員は、総会で選出する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、職一吹連を代表しその運営を統括する。
- (2) 理事長は、職一吹連の業務を所轄する。また、長崎県吹奏楽連盟の常任理事を兼ねる。
- (3) 事務局長は、職一吹連の庶務の任にあたる。また、長崎県吹奏楽連盟の理事を兼ねる。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年間とし再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第4章 総 会

(総会)

第10条 総会は、各加盟団体の代表者1名をもって構成する。定例の総会は年1回とし、会長が招集する。また、必要に応じて会長が臨時の総会を招集することができる。

2 総会の議長は出席者の互選とする。

3 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告および事業計画に関する事項
- (2) 役員を選任に関する事項
- (3) 規約の改廃に関する事項
- (4) その他、必要な事項

(会議の定数)

第11条 会議は、構成員の過半数の出席で成立する。ただし委任状をもって出席とみなすことができる。

(会議の議決)

第12条 会議の議決は、出席者の過半数で決定する。可否同数の時は議長が決するところによる。ただし本規約の改廃は、総会出席者の3分の2以上の賛成を要する。

第5章 加 盟

(加盟)

第13条 長崎県吹奏楽連盟への加盟をもって、職一吹連に加盟したものとする。

附則

1 本規約は、平成15年4月22日制定施行。